

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月2日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第19号

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年阿賀野市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第18号中「勤務の職員」の次に「、新型コロナウイルス感染症への対応業務により期間内の取得が困難な職員」を加える。

第2条 阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項第18号中「、新型コロナウイルス感染症への対応業務により期間内の取得が困難な職員」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。